

## ■ 変更の届出の提出図書

法に基づく届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更の届出が必要です。

添付図書は、基本的に法に基づく届出の添付図書と同じ種類ですが、変更前と変更後が分かるように作成してください。なお、変更に影響しない図書については、省略することができます。

	提出図書	備 考
建築物の建築等 ・ 工作物の建設等	①景観計画区域内行為変更届出書（様式第4）	・行為の種類に応じて、「別紙1 建築物概要書」または「別紙2 工作物概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・外構図 ・完成予想図	・位置図：2,500分の1以上 ・配置図、平面図、立面図、外構図：100分の1以上 ・立面図は着色し、マンセル値を記入
	③シミュレーション図 （石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合）	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成
開発行為	①景観計画区域内行為変更届出書（様式第4）	・「別紙3 開発行為概要書」を添付
	②図面 ・位置図 ・現況図 ・計画図	・位置図：2,500分の1以上 ・現況図、計画図：1,000分の1以上
	③シミュレーション図 （石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域における行為の場合）	・写真に完成予想図を入れたもの
	④現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況を写したカラー写真
	⑤景観配慮説明書	・景観配慮説明書（共通基準用、エリア用）を、記入例を参考に作成 ・石巻山眺望保全区域または豊川水辺景観育成区域に該当する場合は、各区域用の説明書を、記入例を参考に作成

※ 提出部数は、正本及び副本それぞれ1部です。